

# 学校開放 施設使用の手引き

## 目 次

|                         |   |
|-------------------------|---|
| I. 学校開放施設使用条件・注意事項      | 1 |
| II. 施設使用申請の流れ           | 2 |
| III. 学校使用料              | 2 |
| IV. 施設使用当日の注意点          | 5 |
| V. 開放利用中に大地震等が発生した場合の対応 | 6 |
| VI. 学校開放に関する問合せ先        | 8 |

※ この手引きの内容を会員に必ず周知してください。

※ 近年、使用承認後にキャンセルを繰り返す、学校施設を破損させてしまったことを報告しない等、マナー違反の団体が見受けられます。学校開放事業の存続に支障が出るため、節度ある使用を心がけてください。

## I. 学校開放施設使用条件・注意事項

使用にあたり、以下の事項を十分に理解・順守し、団体代表者はこれらの内容を団体会員（付き添の保護者・見学者等を含む）に対しても周知徹底してください。団体の使用時間中であっても、必要に応じて区職員が立ち入り、使用実態を確認する場合があります。

以下の事項に違反があると学校長・学校開放運営委員会・教育委員会が判断した場合には、年度途中でであっても、団体登録及び使用許可の取消しや使用停止とすることがあります。

※多くの団体が公平に使用できるよう、譲り合ってご使用ください。※

### 【登録・申請・使用料の支払】

- 1 使用料の滞納は使用制限や登録の取消の対象になります。（2回以上の滞納で登録を取り消します。）また、事前の連絡の有無を問わず、利用者協議会を3か月連続で欠席した団体は使用を制限します。

### 【入校ルール】

- 1 登録申請時に提出された会員名簿に記載のない方の立入りは禁止です。  
新たに定期的に使用する会員が加わった場合は再度会員名簿を提出してください。参加者の不特定多数の入れ替わりや浮動的な参加は登録取消の対象とします。
- 2 施設使用時は必ず「学校開放利用入校者名簿」に記入してください。
- 3 団体代表者（または会員のうち代理の責任者）が不在での使用は禁止です。また、未成年のみでの自主練習、見学者や体験参加者が多数を占める使用等も禁止です。

### 【施設・備品の使用制限】

- 1 許可された施設・種目以外での使用は禁止です。更衣室やシャワーはありません。
- 2 学校の備品は使わず、学校開放用備品のみを使用してください。使用可能な備品は各校の学校開放管理員に確認してください。
- 3 床や壁へのテープ類等の貼付や張り紙など、学校施設への変更を加えることは禁止です。机や椅子等の学校備品を動かす必要がある場合は事前に学校長の許可を得て、使用後は必ず元の位置に戻してください。

### 【禁止事項・マナー】

- 1 車・バイク・電動スクーター等での来校は禁止です。荷物の搬入等で必要な場合は事前に学校長の許可を得てください。自転車は指定の場所へ置いてください。
- 2 食事・飲酒及び火気の使用は一切禁止です。水分補給のための水筒・ペットボトルの持ち込みは可能ですが、ゴミは学校のゴミ箱に投函せず、必ず全て各自で持ち帰ってください。
- 3 学校敷地内及び路上での喫煙は禁止です。喫煙していたことが発覚した場合は団体登録を取り消します。
- 4 早朝・夜間は特に近隣住民へ配慮し、施設への出入り及び使用時の騒音に気をつけてください。活動終了後は校門付近等に留まらず、速やかに下校してください。
- 5 使用時間には準備・清掃・片付け・学校敷地外への退出を含みます。時間枠を厳守し、使用後は「団体使用報告書」を学校開放管理員に提出してください。

### 【事故・トラブル時の対応】

- 1 設備や備品の破損時は直ちに学校または学校開放管理員に報告し、損害賠償等についての指示に従ってください。悪質な場合や、学校の教育活動に著しい支障を生じさせた場合は団体登録を取り消します。

- 2 持ち込み品の盗難・破損は責任を負いかねます。また学校長の許可なく校内での荷物保管はできません。
- 3 大会や対外試合等で、会員以外の大人数の受け入れや複数団体による使用を希望する場合は、必ず学校開放管理員、学校、学校開放運営委員会の承認を得た上で、事前に利用者協議会で調整してください。

#### 【その他】

- 1 学校行事や工事、天候の影響、人工芝やグラウンド等の設備のコンディション、行政の都合により、当日を含め急遽使用不可となる場合があります。  
また、施設の都合によっては年度途中でも使用が許可される施設や種目、開放時間などが変更になる場合があります。
- 2 その他、学校長、学校開放管理員、教育委員会の指示に従ってください。

## Ⅱ. 施設使用申請の流れ

### 1 利用者協議会への出席

#### (1) 目的

学校開放事業の円滑な運営・公平な調整のため、翌月の使用日程の調整のほか、学校や区からの連絡事項や使用上の注意事項の周知、行事の打合せを行います。

#### (2) 参加者

登録団体の代表者(会員内で代理の出席を立てることも可能です。ただし、その場で使用の有無等が調整できる人が出席してください。)

#### (3) 開催日

毎月 10 日までに各学校で開催されます。日時は学校により異なるため、登録校の学校開放管理員に確認してください。

#### (4) 注意事項

事前連絡の有無に関わらず、3か月連続して欠席した場合は使用を制限します。

### 2 「団体使用一括申請書」による申請

#### (1) 申請方法

各校で開催される利用者協議会で、登録団体同士の協議で翌月の使用日程を調整します。利用日時の調整後、「登録団体使用一括申請書(以下、「申請書」という。)」を記入し、学校開放管理員から学校開放グループへ提出します。

#### (2) 使用許可の通知

提出された申請書は、教育委員会で内容を確認し、「団体使用一括許可書」として、学校開放管理員宛てに通知します。登録団体は学校開放管理員に結果を確認してください。

## Ⅲ. 学校使用料

### 1 学校使用料の算定・支払い

(1) 使用実績に応じて、1 か月ごとの学校使用料が算定されます。

(2) 納入通知書は使用月の翌月中旬を目途に各学校へ送付されるので、学校開放管理員から受け取ってください。

受け渡しが困難な場合は代表者または団体が指定する担当宛てに郵送する場合があります。

(3) 納付期限までに、金融機関で納付してください。

## 2 学校使用料の課金単位

校庭・体育館・武道場は、1 時間を課金単位としています。1 時間に満たない使用においても、使用料は 1 時間分となります。

教室は午前・午後・夜間・全日いずれかを課金単位としています。

## 3 学校使用料一覧

学校使用料一覧は以下のとおりです。

なお、年度途中に改築・改修工事等で面積が変更した場合、それに伴い学校使用料が変更になる可能性があります。

| 設備名                                          | 設備の単位 | 単位時間 | 学校使用料   | 備 考                     |                                       |
|----------------------------------------------|-------|------|---------|-------------------------|---------------------------------------|
| <b>体育館(小)</b><br>800 m <sup>2</sup> 未満       | 全面    | 1 時間 | 1,200 円 | 小学校 ・ 中学校               |                                       |
| <b>体育館(大)</b><br>800 m <sup>2</sup> 以上       | 全面    | 1 時間 | 1,800 円 | 該当校はありません               |                                       |
| <b>校 庭(小)</b><br>5,400 m <sup>2</sup> 未満     | 全面    | 1 時間 | 600 円   | 小学校 ・ 中学校(池袋中学校をのぞく)    |                                       |
| <b>校 庭(大)</b><br>5,400 m <sup>2</sup> 以上     | 全面    | 1 時間 | 1,100 円 | 池袋中学校                   |                                       |
| <b>武道場</b>                                   | 全面    | 1 時間 | 1,100 円 | 池袋中学校 ・ 千登世橋中学校 ・ 明豊中学校 |                                       |
| <b>教室等(小)</b><br>床面積<br>90 m <sup>2</sup> 未満 | 1 室   | 午前   | 500 円   | 9:00～12:00              | 12:00～13:00、17:00～18:00<br>は使用時間ではない。 |
|                                              |       | 午後   | 1,000 円 | 13:00～17:00             |                                       |
|                                              |       | 夜間   | 1,000 円 | 18:00～22:00             |                                       |
|                                              |       | 全日   | 2,500 円 | 9:00～22:00              |                                       |
| <b>教室等(大)</b><br>床面積<br>90 m <sup>2</sup> 以上 | 1 室   | 午前   | 1,000 円 | 9:00～12:00              | 12:00～13:00、17:00～18:00<br>は使用時間ではない。 |
|                                              |       | 午後   | 1,500 円 | 13:00～17:00             |                                       |
|                                              |       | 夜間   | 1,500 円 | 18:00～22:00             |                                       |
|                                              |       | 全日   | 4,000 円 | 9:00～22:00              |                                       |

(令和8年10月1日時点)

(豊島区立学校設備の使用料に関する規則第2条)

各設備の面積については教育部学校施設課が算出したものに基づく

## 4 学校使用料の減額・免除

### (1) 減額

登録団体は学校使用料の減額対象となります。減額の割合は以下のとおりです。

| 使用施設        | 減額割合      |
|-------------|-----------|
| 教 室         | 100 分の 50 |
| 校庭、体育館及び武道場 | 100 分の 75 |

(東京都豊島区立学校設備の使用料の減額及び免除の取扱基準第5条)

### (2) 免除

以下の①または②を満たす団体は学校使用料が免除になります。

- ① 構成員の過半数が中学生以下の場合
- ② 3人までの指導者を除く全員が、登録する学校の現役 PTA 会員で構成される場合

## 5 キャンセル時の学校使用料の取扱い

「登録団体使用一括申請書」による申請後、団体都合による使用の取消しはキャンセル料が発生します。なお、団体都合以外(学校都合、行政都合、または悪天候などのやむを得ない事情)による使用の取消しの場合、キャンセル料は発生しません。

### (1) 取消しの連絡方法及びキャンセル料の判定基準

キャンセル料は取消しの連絡日によって変わります。

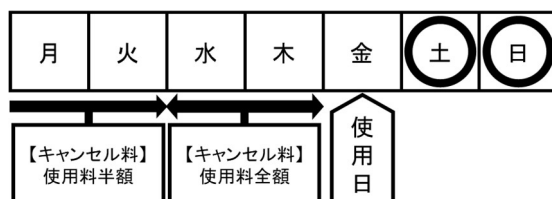
取消しの連絡日とは、以下の①または②の方法で学校開放管理員に連絡した日を指します。

- ① 来校し、「学校開放団体使用申請書【追加・取消・変更用】」を学校開放管理員に提出した日
- ② 電話で、学校開放管理員に取消連絡をした日  
(後日、「学校開放団体使用申請書【追加・取消・変更用】」の提出が必要になります。)

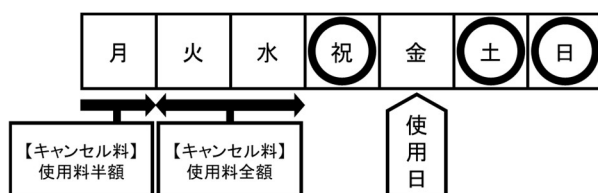
| 取消連絡日                      | キャンセル料 |
|----------------------------|--------|
| 区役所閉庁日(土・日・祝・年末年始)を除く3日前まで | 使用料の半額 |
| 上記以降、または取消連絡がない            | 使用料の全額 |

### (2) キャンセル料の判定の例

- ① 使用日までに区役所閉庁日(土・日・祝・年末年始)を挟まない場合



- ② 使用日までに区役所閉庁日(土・日・祝・年末年始)を挟む場合



(3) 使用日の変更としての取扱い

使用日の3日前(区役所開庁日を除く)までに、取消申請と同時に当月内の同一時間(※1)及び同一課金単位の施設(※2)を追加申請した場合は「変更」として扱い、キャンセル料は発生しません。

ただし、取消時間と追加時間に差分がある場合は、以下①②のとおりに扱います。

※1 同一時間・・・同一の 単位時間 (「学校使用料一覧」(6 ページ)を参照。)

※2 「使用料の課金単位について」(8 ページ)を参照。

① 変更時間が取消時間よりも短い場合 …… 差分についてのキャンセル料発生

② 変更時間が取消時間よりも長い場合 …… 差分についての使用料追加。

**6 使用の追加・変更・取消の申請**

利用者協議会での申請後に、使用を追加・取消・変更する場合は、「学校開放団体使用申請書【追加・取消・変更用】」を提出してください。

追加の申請は使用希望月の前月 11 日以降に可能になります。

登録許可された施設以外の施設を申請する場合も追加申請による手続きが必要です。

## IV. 施設使用当日の注意点

**1 学校開放利用入校者名簿の記入**

学校開放利用の都度、来校した参加者は、漏れなく全員「〈F〉学校開放利用入校者名簿」に記入してください。

※新会員や見学者、体験参加者がいる場合も、必ず該当者の氏名を追加で記入してください。

※新たに定期的に参加する会員が加わった場合は「〈B〉会員名簿」を再度提出してください。

※毎回不特定多数の方が入れ替わるような使用は禁止です。

※中学生以下の参加者の記入は不要ですが、教育委員会が問合せた際に明らかにできるようにしてください。

**2 「団体使用報告書」の提出**

使用終了後は「団体使用報告書」に記入し、学校開放管理員に提出してください。

施設の破損等気づいた点があれば併せて報告してください。

**3 使用当日の事故(怪我)、施設破損等について**

学校施設の不具合やその他気になる点があれば各校の学校開放管理員に伝えてください。

**4 団体による任意保険の加入**

学校開放利用時の万一の事故(人身・物損など)に備え、スポーツ安全保険(スポーツ・文化・ボランティア・地域活動・指導活動等を行なう団体を対象)等への加入を推奨しています。加入は任意であり、団体登録の条件ではありません。

## V. 開放利用中に大地震等が発生した場合の対応

豊島区立の小中学校は「救援センター(地震などの災害により自宅にいたることのできなくなった方々が、一時的に避難生活をするための施設)」として指定されており、被災者に対して情報提供や医療救護などの様々な応急活動を行なう重要な拠点となります。大規模災害発生時には、豊島区災害対策本部の決定に従い、各小中学校において救援センター開設の準備を進め、避難者の受け入れを順次開始します。なお、震度5強以上の地震が発生した場合、救援センターは自動的に開設されます。救援センターの開設・運営をする区職員(災害対策要員等、指定されている職員)や最寄りの町会の方々が自動参集します。

以上を踏まえたうえで、利用中に大地震等の災害が発生した場合は、以下のとおり対応してください。

### 1 発災時の動き

- (1) 発災したら、活動中の種目を止め、身の安全を確保してください。  
団体代表者は参加者の安否を確認し、学校開放管理員や学校職員の指示に従ってください。
- (2) 地震の場合は、揺れがおさまるまで学校指定の避難場所(例:体育館、校庭)で待機し、安全を確保してください。揺れがおさま次第、速やかに後片付けをしてください。
- (3) 交通状況や帰宅経路の安全確認がとれ次第、順次帰宅してください。  
帰宅が困難な場合は、安全が確保できるまで、学校で待機し、使用した施設や門の鍵を開けたままの状態での帰宅しないでください。

### 2 自主管理校(駒込中、巣鴨北中、西巣鴨中、西池袋中)の対応

学校開放管理員が退勤(平日20時15分、土日祝19時15分)した後に、地震等の災害が発生した場合、団体代表者においては、以下のとおり対応してください。

- (1) 発災時、学校職員が在席している場合  
戸締り・施錠等及び今後の動き等について、在席している学校職員の指示を仰いでください。
- (2) 発災時、学校職員が不在だが、帰宅が可能な場合  
通常通り、戸締り・鍵の施錠が完了したことを確認し、鍵は所定の位置に必ず戻してください。
- (3) 発災時、学校職員が不在で、帰宅が困難な場合  
学校職員または救援センターの配備職員が到着するまで待機し、学校職員または配備職員が到着次第、鍵を渡し、指示を仰いでください。

●救援センター各校一覧

(◎は地域本部も兼ねる)

| 地域          | 本部         | 救援センター      | 対象町会             | 地域                  | 本部        | 救援センター  | 対象町会       |
|-------------|------------|-------------|------------------|---------------------|-----------|---------|------------|
| 1           | ◎          | 清和小学校       | 巢鴨三四丁目清和町会       | 5                   | ◎         | 目白小学校   | 目白二丁目町会    |
|             |            |             | 折戸協和町会           |                     |           |         | 目白東町会      |
|             |            |             | 巢鴨四丁目協和町会        |                     |           |         | 目白三丁目町会    |
|             |            |             | 巢鴨三親町会           |                     |           |         | 目白山紫町会     |
|             |            |             | 北大塚一丁目睦町会        |                     |           |         | 東目白自治会     |
|             |            | 西巢鴨小学校      | 西巢鴨新田町会          |                     | 高田一丁目町会   |         |            |
|             |            |             | 宮仲町会             |                     | 東目白坂下睦会   |         |            |
|             |            |             | 栄和町会             |                     | 柳下会       |         |            |
|             | 朝日小学校      | 巢鴨三明町会      | 雑司が谷二丁目町会        |                     |           |         |            |
|             |            | 巢鴨五丁目朝日町会   | 高田中央町会           |                     |           |         |            |
|             |            | 巢鴨五丁目大親町会   | 高田三丁目町会          |                     |           |         |            |
|             | 巢鴨北中学校     | 西巢鴨共和会      | 東目白千登世町会         |                     |           |         |            |
|             |            | 西巢鴨二丁目町会    | 長崎一丁目町会          |                     |           |         |            |
|             |            | 庚申塚町会       | 長崎二丁目町会          |                     |           |         |            |
|             |            | 西巢鴨睦町会      | 長崎三丁目町会          |                     |           |         |            |
|             |            | 西巢鴨四丁目親交町会  | 南長崎一丁目みどり会       |                     |           |         |            |
|             | 2          | ◎           | 朋有小学校            | 池袋東口本町会             |           | 富士見台小学校 | 南長崎二丁目町会   |
| 東池袋一丁目中央町会  |            |             |                  | 目白協和会               |           |         |            |
| 東池袋南大塚仲町会   |            |             |                  | 南長崎三丁目南部町会          |           |         |            |
| 東二町会        |            |             |                  | 南長崎スポーツセンター         | 南長崎四丁目町会  |         |            |
| 新東一町会       |            |             |                  |                     | 南長崎五丁目町会  |         |            |
| 東池袋東和町会     |            |             |                  |                     | 南長崎六丁目町会  |         |            |
| 東池袋サンシャイン町会 |            |             |                  |                     | 長崎四丁目町会   |         |            |
| 東池袋中部町会     |            |             |                  | 千早小学校               | 千早三丁目町会   |         |            |
| 東池袋四丁目南町会   |            |             |                  | さくら小学校              | 長崎六丁目町会   |         |            |
| 東池袋五丁目日本町会  |            |             |                  | 明豊中学校               | 長崎五丁目町会   |         |            |
| 東池袋五丁目東町会   |            | 千早四丁目町会     |                  |                     |           |         |            |
| 豊成小学校       |            | 北大塚伸和町会     | 豊島体育館            | 要町三丁目町会             |           |         |            |
|             |            | 上池袋昭和町会     |                  | 千川一丁目町会             |           |         |            |
|             |            | 北大塚上池袋宮新町会  |                  | 千川二丁目町会             |           |         |            |
|             |            | 池袋第一小学校     | 上池袋三丁目町会         | 西部区民事務所等複合施設(学びあひす) | 千早二丁目町会   |         |            |
| 上池袋池八町会     |            |             | ◎                | 高松小学校               | 高松一丁目町会   |         |            |
| 池袋東一町会      |            |             |                  |                     | 高松二丁目町会   |         |            |
| 上池袋町会       |            |             |                  |                     | 高松三丁目町会   |         |            |
| 上池袋東雲町会     |            |             |                  |                     | 要町一丁目町会   |         |            |
| 3           |            |             | ◎                | 西池袋中学校              | 西池袋丸山町会   | 9       | 要小学校       |
|             | 西池袋四丁目町会   | 駒込二丁目親和会    |                  |                     |           |         |            |
|             | 西池袋四丁目自治会  | 駒込三丁目町会     |                  |                     |           |         |            |
|             | 池袋第三小学校    | 西池袋南町会      | ◎                | 駒込小学校               | 駒込六丁目東文化会 |         |            |
|             |            | 上り屋敷町会      |                  |                     | 駒込七丁目町会   |         |            |
|             | 池袋小学校      | 西池袋一丁目町会    |                  |                     | 仰高小学校     | 巢鴨一丁目町会 |            |
|             |            | 池袋二丁目原町会    |                  |                     |           | 江戸橋町会   |            |
|             |            | 池袋二丁目親睦町会   |                  |                     |           | 巢鴨親和町会  |            |
|             |            | 池袋御嶺町会      |                  |                     | 駒込中学校     | 駒込第一町会  |            |
|             |            | 池袋四丁目町会     |                  |                     |           | 染井よしの町会 |            |
| 池袋四丁目西町会    |            |             |                  |                     |           |         |            |
| みらい館大明      | 池袋三業町会     | ◎           | 池袋本町小学校<br>池袋中学校 | 池袋本町南町会             |           |         |            |
|             | 池袋二丁目恵比寿町会 |             |                  | 池袋本町末廣町会            |           |         |            |
|             | 池袋仲町会      |             |                  | 池袋本町一丁目町会           |           |         |            |
|             | 池袋上町会      |             |                  | 池袋本町中央町会            |           |         |            |
|             | 池袋三丁目北町会   |             |                  | 池袋本町宮元町会            |           |         |            |
|             | 池袋三丁目親交町会  |             |                  | 池袋本町二丁目町会           |           |         |            |
| 4           | ◎          |             | 南池袋小学校           | 池袋通西睦町会             |           | 旧文成小学校  | 池袋本町親和町会   |
|             |            |             |                  | 南池袋一丁目町会            |           |         | 池袋本町四丁目町会  |
|             |            |             |                  | 南池袋二三四町会            | ◎         | 巢鴨小学校   | 南大塚東南町会    |
|             |            |             |                  | 光和会                 |           |         | 南大塚一丁目南松町会 |
|             |            |             |                  | 池袋東口親和町会            |           |         | 南大塚一丁目南町会  |
|             |            | 青葉会         |                  | 南大塚一丁目宮若町会          |           |         |            |
|             |            | 池袋日出町会      |                  | 南大塚仲町会              |           |         |            |
|             |            | 雑司が谷一丁目町会   |                  | 西巢鴨中学校              |           |         | 南大塚二丁目西町会  |
|             |            | 雑司が谷一丁目東部町会 |                  |                     |           |         | 南大塚二丁目北町会  |
|             |            | 雑司が谷三丁目町会   |                  |                     |           |         | 大塚駅南町会     |
|             |            | 東目白本町会      |                  |                     | 南大塚自治会    |         |            |

※地域本部は災害対策本部や地域内の救援センターとの連絡調整機能等を担う応急対策の指令塔である。

## VI. 学校開放に関する問合せ先

※使用取消等の連絡や学校施設の状況確認については、各校の学校開放管理員に確認できます。  
 ※書類の提出等にあたって来校する際は、事前に各校の学校開放管理員と日時を調整してください。

| < 小 学 校 > |               |             |       |               |             |
|-----------|---------------|-------------|-------|---------------|-------------|
| 校 名       | 電 話           | 住 所         | 校 名   | 電 話           | 住 所         |
| 仰 高       | 070-6555-0688 | 駒込 5-1-19   | 池 袋   | 070-6554-5245 | 池袋 4-23-8   |
| 駒 込       | 070-6556-3778 | 駒込 3-13-1   | 南 池 袋 | 070-6554-4082 | 南池袋 3-18-12 |
| 巢 鴨       | 070-6557-4915 | 南大塚 1-24-10 | 高 南   | 070-6556-4448 | 高田 2-12-7   |
| 清 和       | 070-6557-9023 | 巢鴨 3-14-1   | 目 白   | 070-6556-6417 | 目白 2-11-6   |
| 西 巢 鴨     | 070-6554-9827 | 西巢鴨 1-27-1  | 長 崎   | 070-6554-7561 | 長崎 2-6-3    |
| 豊 成       | 070-6554-8378 | 上池袋 1-18-24 | 要     | 070-6554-9139 | 要町 2-3-20   |
| 朋 有       | 070-6555-6423 | 東池袋 4-40-1  | 椎 名 町 | 070-6554-7815 | 南長崎 4-30-5  |
| 朝 日       | 070-6555-4815 | 巢鴨 5-33-1   | 富士見台  | 070-6556-5714 | 南長崎 1-10-5  |
| 池袋第一      | 070-6555-3623 | 上池袋 4-28-1  | 千 早   | 070-6556-2713 | 千早 3-33-5   |
| 池袋本町      | 070-6554-0674 | 池袋本町 1-43-1 | 高 松   | 070-6556-5982 | 高松 2-57-22  |
| 池袋第三      | 070-6555-9340 | 西池袋 3-14-3  | さ く ら | 070-6556-6107 | 長崎 6-16-1   |

| < 中 学 校 > |               |             |         |               |                    |
|-----------|---------------|-------------|---------|---------------|--------------------|
| 校 名       | 電 話           | 住 所         | 校 名     | 電 話           | 住 所                |
| 駒 込       | 070-6556-6223 | 駒込 4-5-1    | 西 池 袋   | 070-6555-5813 | 西池袋 4-7-1          |
| 巢 鴨 北     | 070-6556-6484 | 西巢鴨 3-17-1  | 千 登 世 橋 | 070-6555-7354 | 目白 1-1-1           |
| 西 巢 鴨     | 070-6557-4913 | 南大塚 3-18-1  | 千 川     | 070-6554-7408 | 千早 2-39-16<br>※仮校舎 |
| 池 袋       | 070-6555-9322 | 池袋本町 1-43-1 | 明 豊     | 070-6554-8590 | 長崎 5-31-29         |

## 学校開放管理員への問合せ時間

小学校 … 平日 13:30 ～ 21:00 ※土・日・祝 8:00～21:00

中学校 … 平日 16:30 ～ 19:15 ※土・日・祝 8:00～18:00

※学校開放業務や校内巡回等のため、電話に出ることができない場合があります。

### 【担 当】

放課後対策課学校開放グループ

電話番号: 03 - 3981 - 1335 (直通)

メール: A0029610@city.toshima.lg.jp